

定額自動送金規定

1. (送金指定項目の届け出)

定額自動送金のお取り扱いに当たっては、あらかじめ送金期間・送金月・送金日・送金金額・受取人名等をご指定のうえ当金庫にお届けください。

当金庫は、指定された送金日に指定金額を預金口座から引き落としのうえ、テレ為替で受取人に送金いたします。この場合、預金の引落通知または振込領収書等の送付は省略させていただきます。

2. (手数料)

このお取り扱いに当たっては、当金庫所定の振込手数料をいただきます。手数料改定の際は、改定内容を店頭に掲示し、個別の通知は省略させていただきます。

3. (送金金額)

送金額は原則として毎月一定金額とします。ただし異例月を定めた場合は、年 12 回まで異なった金額を指定することができます。

4. (指定預金口座からの引き落とし)

(1) 指定預金口座からの引き落としについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手または預金通帳・払戻請求書等の提出を受けずに当金庫所定の方法により処理いたします。なお振込手数料についても同様の方法により処理いたします。

(2) 指定預金口座の残高が、送金日の前日において送金金額と手数料の合算金額に満たないときは特に通知せず、その月の送金は原則として取り止めいたします。

5. (送金の取りやめ、変更等)

送金を取り止める場合または送金指定項目を変更する場合は、直ちに当金庫へお届けのうえ所定の手続きをお取りください。万一、届出がなかったことによって生じた損害等については、当金庫はその責めを負いません。

6. (解約)

(1) この契約は送金期間の満了をもって終了いたします。

(2) 指定預金口座が解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。

(3) この契約は、当金庫が必要と認めた場合はいつでも解約できるものとします。なお、これらの場合、解約通知は省略させていただきます。

7. (免責事項)

通信機器・回線およびコンピュータの障害等やむを得ない事由によって送金が遅延することがあっても、そのために生じた損害について当金庫はその責めを負いません。

8. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。